

Title	都市近郊村の農業経営に関する一考察
Sub Title	Agricultural management in the neighbouring villages of Edo
Author	速水, 融
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1955
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.48, No.2 (1955. 2) ,p.115(27)- 132(44)
JaLC DOI	10.14991/001.19550201-0027
Abstract	
Notes	関東農村の史的研究(第四集) = Historical studies on the villages in the KantoDistrict (part IV) 論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0027">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19550201-0027</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

御知行所村

惣代出府村役人

内尾村名主

四郎左衛門

妙香村名主

平左衛門

上原村名主

八右衛門

右三人江

金子者何連ニも當年之内不差出ハ而者不相濟儀ニハ處右者如何執斗致ハ心得ニ哉其外勝手賄金連も無差支可差出管之處出來兼ハ而此度吉右衛門相斷知行村々ハ猶又差可申與申立ハ而も儲成金主無之ハ而者此上取用ニ不相成ハ且此度願出ハ儀知行所村々一統之願ニ御座ハ哉是亦惣代役人共斗之願ニハ哉書面に而其段可申立ハ將又藤佐江對シ喜右衛門儀重々不埒之筋有之ハニ付藤佐江封書を以直ニ申談遣ハ處藤佐儀も右ニ付致納得相濟ハ上者知行所村々引請於江戸表儲成金主相頼此後無差支賄金差出ハ儀ハ相違無之ハハ今一應知行所之願筋開届遣シ可申ハ猶又此節喜右衛門儀退役右一條ニ付慎罷在ハ様申付置ハ得共喜右衛門并其方とも心得違之儀此度心底相改是迄之取斗方不行届之始末相詔ハ心得ニ有之ハハ佐藤々佐儀も同様執成を以相詔喜右衛門在勤之儀相頼可遣旨同人ハ申聞ハ聞得與右等之趣勘辨後悔無之様可致ハ若又是迄通り地頭所を輕別致シ我儘不法之儀於申立ハニ者最早難捨置夫々取調之上口書取之其筋江何之上答可申付ハ問其段兼而相心得前勤之始末心得違無之様答書可差出ハ事

一 去ル午年以來當亥年迄六ヶ年之間村々請納取立并村入用帳とも當年分共早々取調差出可申ハ事

前書之通被 仰出ハ問書面を以委細御答可申上ハ事

亥十月

大河原源兵衛 ㊦

大河原津三郎 ㊦

大河原仙左衛門 ㊦

(註一) 資料による確認を経ず推定によつた爲、かゝる表現を用ひた。

(註二) 周知の如く、天保一三年度に至り、「世上金銀貸借利足之儀、是迄壹割半之處、以來金廿五兩に付壹分之利足に引け被仰出ハ問……」と金利の引下が行はた。これと、文中の「貳拾五兩壹分」を比較したとき、後者の言葉には疑問なしとしない。

(註三) この表現は、極めて概括的であることを、特に附記してをく。

(註四) これは、元金のみであつて、天保一一年迄の元利合計は、九五八兩二分二朱と銀五匁となる。

(註五) こゝで「特徴」と稱したのは、普遍的意味に於てではなく、我々の目的追求に、一つの「手掛り」を與へるといふ意味である。

### 都市近郊村の農業經營に關する一考察

速 水 融

#### 一 問題の所在

徳川時代の關東農村は、中心に位置する江戸の發展に伴い、多かれ少かれその影響を受けつつ變化して行つた。しかしその影響は、同時代をみると、當然それぞれ村の置かれた政治的、經濟的、自然的位置によつて異つてゐる。即ち領主の如何は、村の經濟的負擔にとつて大きな差異をもたらす要因となつたし、又街道や宿驛附近の村は、或る場合にはそこに商業的發展への途を見出し、又或る場合には逆に助郷負擔の過重に耐えず荒廢して行つた。又農業經營の上から言えば、江戸に近く位置する村は生鮮野菜類の生産により、又、運輸上の利便を有する村はその活用によつて市場と直結し、特殊の發展を見出す可能性を持つた。

本稿においてはこの様に種々の性格を持つ關東農村の内、最後の農業經營の面をとり上げ、前稿に引續き、江戸近郊村の特質を明らかにせんとするものである。前回とり上げた武藏國豊嶋郡角管村に關する研究は、もとよりその素描に過ぎないので

(註六) 大河原と平左衛門とが緊密な關係を保持してゐたことは、平左衛門に關する貸付金並に貸付證文が、一通も殘存してゐない事實から窺へるのではあるまいか。

(註七) 彼の所有地は、次の如き處分を受けた。即ち、彼が「永之暇」となると同時に、彼の所有地一田・一町九反七畝三〇步、畑・一町四反八畝二八步、屋敷地・五畝四步、野錢永一六五貫七分七厘に相當する林野は、一部分、賄金の未拂分に充當され、他も、悉く所在村落に下渡された。

この土地は「役人共方ニ而進退仕御年貢御上納仕置讓受人有之ハハハ身分相應之寅加金爲相納ハ様被 仰付」こととなつたのである。

あるが、江戸の隣接地域の、しかも街道上に位置する特殊な「近郊村」であり、近世後期に至れば實質的には都市の中に組み入れられてしまふ事は既に述べた如くである。従つて近郊農村の一般的な姿がそこに示されるとは言い得ない。「農村」としての観点からすれば、むしろ角管村の主たる顧客となつた様な、もつと郊外の地域が採り上げらるべきであらう。では一體かかる近郊農村について何が問題とされねばならないのか、従つて視角は何處に置かるべきかについて若干述べてみよう。

(註) 拙稿「都市近郊村の諸問題——武蔵國豊嶋郡角管村」三田學會雜誌第四十七卷第三號所收

近郊農村についての研究は今日決して十分とは言えない。又近郊農村の定義も確然としたものはない様である。即ち近郊農村なる概念は、都市の近傍に位置すると言ひ極めて常識的な域を脱していない。しかしある分野では近郊農村たる内容を有していても、他の部分では異なる様な場合もある。都市に近いと言ふ事が如何なる意味を持ち、特質となつて居るのか、當然検討を要する問題であらう。

ここで、数少い従來の研究から近郊村の農業經營を採り上げて問題の所在を明らかにしてみようとする。古島敏雄氏は「商品生産の最も早く確立したのは大都市近傍の野菜作である」と言ひ「觀點から戸谷敏之氏の紹介された江戸近傍の練馬附近における農家の收支計算を通じ、畑作における技術發展の方向を施肥及び集約化に見出されている。ここで戸谷氏の據る處となつ

た「柳菴雜筆」について考察を加えてみよう。

(註一) 古島敏雄著『近世における商業的農業の展開』昭和二十五年、五五頁。

(註二) 戸谷敏之著『近世農業經營史論』昭和二十四年、五二—五四頁。

(註三) 古島氏前掲書五六頁。及び同氏『日本農業技術史』下巻、昭和二十四年、七二九—七三〇頁。

(註四) 『日本隨筆全集』第八卷所收による。

弘化二年(一八四五)出版された「柳菴雜筆」は幕末の著述家栗原信充(寛政六年—明治三年)の隨筆であり、その第三卷に武蔵國豊嶋郡徳丸村農夫話として田一町畑五反を耕作する農家の收支を示している。この内容は既に前掲の著書に引用されているが、表示すれば第一表の如くである。なおこの農家の勞働力は夫婦と、農繁期における日雇奉公人一人よりなつて居り、子供は計算されていない様である。信充はこの様な記述から次の如く結んでいる。「引残る處二三分に足らず故に風寒暑熱に侵され一二月も怠惰する時は收穫に損ありて醫藥の價に充るにたらず何を以て酒色に費す餘力を得べけんやと云これにて農夫の辛苦を知べし」。この後に工・商について同様の記述をし、庶民生活の苦しさを描いている。従つて前記の農家についての記載が、果して近郊農村の代表的な經營の例として取り上げる事の可否は十分検討する必要がある。勿論ごく大體みに、たとえば野菜を主とする畑作の優位性であるとか、多肥農業たる所

第1表 幕末期近郊農家の收支計算

収入	米20石(粃40石) 麥6石(3反) 大根25,000本 (錢135貫)
支出	石貫石石貫 535150 米錢米粃錢 2兩2分 40兩2分 3兩2分 1石8斗 1石6斗 1兩2分 2兩 1兩2分 1兩3分
差引	金2~3分 剩り

以から購入肥料の經營費に占める比重の大きさは見出し得る。しかしそれ以上の、例えば經營内容の他地域との比較と言つた様な正確性を要求される收支計算例としては十分その任に堪え得るものではない。

(註一) 現在の東京都板橋區徳丸町附近。

(註二) 「柳菴雜筆」(日本隨筆全集第八卷)六八三頁。今一つの近郊村に關する業績は、同じく古島敏雄氏を中心として行われた京都府乙訓郡久我村の調査である。尤もこの村の選定は近郊村と言ふ角度からのみなされたものではない事は序文に示される如くであるが、近郊村としての特質は、京都の糞

都市近郊村の農業經營に關する一考察

尿利用の上に立つた蔬菜栽培、菜種の作付と言ひ「商業的農業を營む地帯としての特質」と言ひ「觀點から把握されているもの如く考えられる。

(註一) 古島敏雄編著『寄生地主制の生成と展開』昭和二十七年、二頁(序文)参照。

(註二) 同書、四十四頁。

ところで、近郊農村の特質を把握する場合、この様に、主に生産される作物種類の上からする事は勿論意味のない事ではない。しかし、單に作物種類の上から近郊村の商業的農業と言ひ規定を下す事は、逆に近郊村を特に取り上げる意味を失わせてしまふ。作物種類から言へば、商品性の最も強い棉作等は決して近郊村と結びつくものではない。近郊村に對する都市の影響は決して作物種類の上のみ存するものではない。範圍を農業經營の一點に限つても、そこには以下に述べる如き種々の問題點を見出し得る。

(一) 蔬菜類を中心とする商品作物の生産。これは既に述べた如く現在迄に近郊村を採り上げる基準となるものであり、多言を要しない。

(二) 都市下肥の利用。これについても前者と共に従來もとり上げられて或るのであるが、ここで注意すべきは、下肥と雖も一定の貨幣を以つて購入する肥料である點で、經營の上からみれば干鰯、油粕等の所謂金肥と異なるものではない。なおこれについては後に觸れる。

(四) 奉公人給金の高額。都市に近い事は、その都市自身における雇傭、及び運輸交通等に對する雇傭、都市手工業の中間賃仕事に對する雇傭等、農業部門以外への雇傭の機会をより多くする。その結果、村内における農業労働力は他地域と比べて相對的に減少せざるを得ない。しかも、(一)、(二)、等の理由により農業の集約化が進めば農業労働力の需要はむしろ増大するものと見てよい。かかる需給關係のアンバランスは當然労働賃銀の相對的な高騰傾向を存在せしめた事は十分豫想される。しかし未だ自由な労働市場の成立を見ぬ當時においては、この事は簡單に斷言し得るものではなく、今後における實證的な裏付けを必要とする。

(四) 小作料・土地價格の高額性。労働力同様、土地に對する需要も近郊では多かつたと見られる。隣接地域の武家屋敷の設定は角管村の例に見られる如くであるが、荒蕪地の開墾が進み、土地そのものが絶對的な限界に達し、又商品作物の生産による利潤の増大は當然小作料・土地價格に影響しなかつたわけではない。

(四) 共同體的慣行の崩壊。これはむしろ村落構造の變化として把握するべきかも知れない。人口出入の増大、水田稲作↓畑作への變化、及び金肥利用に伴う採草地、入會地利用の解體は、いずれも共同體的慣行の崩壊を促進せしめる要因となつた。

以上述べた諸點は、何れも農業經營にとつて重要な條件を形成するものである。従つて、若しこれらの問題點が、豫想され

る様な線でスムーズに實證されるとすれば、近郊村における農業經營は、一般の農村と異つた形態を示さざるを得ない。前掲(四)の條件は、地主手作の形態をとる大經營を早く崩壊せしめるであろうし、場合によつては通例考えられていた様な寄生地主による土地集積と云う方向にまで影響して來るかも知れない。又如何なる徑路にもせよ、近郊村の農民により蓄積された貨幣の投下は、特に都市との關連において非農業部門に多くなる事は當然である。かくして、近郊農村は、現在吾々が視る如く純農村地帯のそれと比較してむしろ貧困な印象を與えられる結果となつてゐるのかも知れない。しかし今のところは是等はすべて先に示した假定の上に立つた幻想にすぎない。本稿の主題はこれらの諸條件について、可能な限り實證せんとするものである。勿論是等のすべて、或いはその一つにでも完全な解答が與えられるのは現在直ちには不可能であろう。利用し得た史料の範圍はごく限定されているし、又どの一つを採つてもそれぞれ獨立した問題となり得る内容を有しているからである。本稿の意圖も、そう言つたものに對する問題の提起と、その解明への一つの試み以上に出るものではない。なおここに言う近郊農村とは、主として關東、江戸近郊の農村に限られる。利用し得る史料の關係からである。又年代の上でも同様の理由から幕末期に主眼を置かざるを得なかつた。

二 作物の種類

徳川時代の農村における作物種類の検討は、村明細帳の記載

を用うる事が通例行われている。勿論この種の史料の有する制約から、これのみによる斷定は不可能であり、且つ村内における夫々の比重を求める事はできないから、この記載を過重視する事は危険である。しかし全體的な鳥瞰をなすには最も簡便な方法であるので、先ず近郊村の村明細帳から作物種類の記載を檢出してみよう。

(一) 武藏國豊島郡角管村、文政八年(一八二五)「村差出明細帳」

「作物之義ハ麥・稗・黍・荳・蕎麥・芋・大根等ヲ作り、百姓平日之義ハ菜・大根を用ひ申候」

(二) 武藏國多摩郡中野村、寛延三年(一七五〇)「村鑑帳」

「當村農業の間はせんさいもの江戸表に馬附に出し申候、女の儀は收納仕上候得ば薪木拾ひ申候」

寶曆九年(一七五九)「村鑑帳」

「一農業の間はせんさいもの江戸表に出し商の稼肥しとり出し申候、女は薪等とり申候」

安永三年(一七七四)「村鑑帳」

寛延三年の記載と同様。

寛政十一年(一七九九)「品々御尋書上帳」

「一五穀の外(菜、大根、にんじん、芋、茄子、白瓜、牛蒡、刈豆、草蓍)多く作江戸江出し商ひ候」

「一農業の間男は前栽物又は薪を伐江戸に出す、女者木織布を織申候」

都市近郊村の農業經營に関する一考察

(三) 武藏國荏原郡八幡塚村、享和二年(一八〇二)「村鑑帳」

「一當村之儀米・麥・大豆等之外格別多作出し物無之候」

(四) 武藏國荏原郡品川宿、元文二年(一七三七)「村指出し帳」

「一島作大麥・小麥・苡大豆・粟・稗・蕎麥・菜・大根・茄子・小角豆之類作り申候、多葉粉・染草等ハ作り不申候」

文政七年(一八二四)「宿差出明細帳」

「一作物之儀、米・麥・大豆其外格別多く作出候物無之候」

以上は徳川時代における事例であるが、明治初年の物産書上にはやや詳細な記載が見られる様になる。第二表は舊武藏國荏原郡古市場村の事例である。

(註一) 野村兼太郎教授所藏史料。以下特記なき史料はすべて同教授所藏のものである。

(註二) 加藤盛慶著『中野町史』昭和九年、一〇〇頁。

(註三) 同書、一〇三頁。

(註四) 同書、一〇五頁。

(註五) 同書、一〇九頁。

(註六) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』昭和二十四年、二五九頁。なおこの史料の年代は編者による推定である。

(註七)・(註八) 共に品川町役場編『品川町史』下巻、昭和七年、三七六頁。

(註九) 野村兼太郎編著、前掲書二六四〜二六七頁所收の同

三二 (一一九)

第2表 武藏國荏原郡古市場村の農業生産物一覽

産物	明治6年		明治7年	
	産出量	價格	産出量	用途
米	31石92	118圓222	42石8	米消費 15石043 自用 28石757 自用
	65石76 32石02	226圓759 92圓080	9石5 5石3	
穂 麥	349石20 38石36	436圓500 127圓867	286石 29石	消費 自用
	19石18	31圓967	12石	
粟 黍	35石62	59圓367	37石	消費 自用
	138石10	431圓563	185石	
豆	3石29	13圓160	2石1	消費 自用 50石 自用 135石 自用
	38石36	127圓867	35石	
角 豆	8石77	29圓233	5石3	消費 自用
	107石41	671圓313	111石	
大 菜	475荷	142圓500	250荷	消費 自用
	411荷	164圓440	550荷	
里 牛	—	—	—	消費 自用
	—	—	—	
菜 種	—	—	—	消費 自用
	—	—	—	

村「邨明細書上帳」明治六年（一八七三）、及び「米雜穀産物書上帳」明治七年（一八七四）より。なおこの村は明治六年、戸數八〇、人口五〇〇人、外寄留二戸、人數八人となつてゐる。

右に示した若干の事例から判断される限り、近郊農村における作物種類は蔬菜類に多くを見出す事ができる。村明細帳の記載は多く単に種類を示すのみで、自家用か、販賣を目的としたのか判別し難い場合が多いが、中野村の例にみる如く江戸へ出荷する事を明記するものもある。しかしそれらの村内の全農業生産に占める比重は、明治初年の物産書上により漸く明らかにし得る。勿論この數字もすべてそのまま信頼し得るか否かは大いに疑問視せざるを得ない。第二表に示す産物をとつても、兩年間における岡穂、糯等の著しい相違は如何なる理由によるものか不明である。むしろ何れかの數字に誤りがあるものと考えられよう。しかし、一應「他輸出」なる言葉で示される販賣作物が大豆、空豆、菜種、里芋、牛蒡等の畑作物である事、その價格は、明治六年の場合、一四二圓、總額の五三%強である事はこの村の近郊村としての性格を示しているものと考えられる。勿論この村が多摩川河口近くの低濕地に位置するところから、畑作一般について、生産の好條件を備えていたとは考えられないが、菜種を中心とする江戸市場目當の商品生産は相當進んでいた事が明らかであろう。にも拘らず、その反面自給的色彩も相當強い事は、貢租を含めた「自用費消」の生産額が全體

の半ば近くを占めている事からも想像される。しかし、總じてこの種の史料から結論し得る部分は極めて限定されている。又明治初期の物産書上をそのまま幕末の状態と考ふる事は危険である。況んやここに示した事例は、近郊農村のごく一部の例にすぎないのであつて、是を以つて問題の解答とする事はできない。従つて吾々はここで眼を轉じ、より正確な斷定を可能にする他の史料を検討する必要に迫られる。

第二の方法は、個々の農家の經營史料の利用であらう。從來紹介されているこの種の史料の内、關東地方に屬するものは、武藏國多摩郡上村田村石川家の農事日誌、相模國中郡土澤村原家の田畑仕附帳、武藏國多摩郡大目村野口家の金錢出納帳等があるが、是等はいずれも近郊農村とはいはれ難く、直接利用する事はできない。従つて實證せんとする事例が以下に述べる舊武藏國多摩郡下井草村（現在東京都杉並區下井草町附近）井口家の經營帳簿のみである事は已むを得ない。なお多數の同種史料の埋藏が豫想されるのであるが、すべて今後に期待せねばならないのである。

- (註一) 戸谷敏之著『近世農業經營史論』一五七頁以下。
- (註二) 同書、一二七頁以下。
- (註三) 同書、四七一頁以下。なおこの例は明治四年以降である。

下井草村は江戸日本橋から四里、内藤新宿からは二里半餘りに位置する西郊の農村である。井口家は幕末期において同村の

都市近郊村の農業經營に關する一考察

名主役をしてゐた。村役人としての公的な史料の他、幕末期における同家の經營帳簿としては、金錢出納帳、萬覺帳、糞拔日誌等がある。是等の諸史料は次節以下においても利用するが、ここではこれらを通じて同家の農業經營に如何なる作物がどれだけの比重を占めてゐるかを檢出してみよう。またまつた農事日誌ではないので、総合的な判斷はできないし、又同家の經營面積も明らかでない。まず慶應三年（一八七〇）の「萬覺帳」により、同年の日雇奉公人の農業労働日數を作物別に示すと、稻作三二、五日、麥作二二、五日、大根七、五日、芋一二日、黍・粟五日、蕎麥四、五日、その他一般三二、五日、合計一五、五日となつてゐる。勿論この日雇奉公人以外に男女一人づつの年季奉公人の存在した事は、同年の金錢出納帳に給金の支拂が記されてゐるところから明らかである。しかし、この家の農業經營にとつて大根、芋等の蔬菜類がかなり重要な位置を占めていた事は明らかである。この事情は金錢出入帳から同家の農産物収入の比重をみればより明白であらう。第三表は文久四年（一八六四）の「金錢出入覺之帳」から農業による収入を作物別に示したものである。當時のこの村における金・銀・錢の兩替相場が不明なので夫々の比重を正確に知る事はできないが、金一兩二錢六貫五百文と假定し合計した指數を概數として示した。なおこの年の同家の収入はこの農業収入の他、薪、杉葉等の燃料合計金二六兩一分一朱、錢一二九貫七三〇文が記されている事を考慮に入れねばならない。

(註) 經濟史研究會編『日本經濟史辭典』(上卷)昭和二十九年版、三六七—八頁の金銀錢比價變動表より。

第3表 下井草村一農家の農産物収入(文久4年)

品名	數量	金	錢	指數
米	42俵	42兩	4×598文	54.4
麥	9俵	6兩	2×411文	7.6
粟餅	9俵	6兩3分2朱	400文	9.2
蕎麥	8升	2朱	1×266文	—
豆子		3兩	5×860文	4.2
芋根		1分1朱	2×072文	1.5
庵種		3分	8×343文	1.3
藍		4兩1分3朱	420文	7.3
明		5兩2分1朱	230文	7.2
不合		1兩3分2朱	812文	2.6
計		2兩	320文	2.6
		1兩1分2朱	812文	1.7
合計		74兩2分	26×632文	100.0

第三表は種々の興味深い史實を提供するものである。まず作物種類をみれば米麥の他、大根がかなり多い事は、加工品の澤

畑作は飯米及び商品生産と言ふ概念規定は一律に當てはめる事は無理であろう。たとい稲作であろうと、又畑作であろうと、近郊農村の經營上の特質は別の面で捉えらるべきであろう。

(註) 野村兼太郎著『徳川封建社會の研究』昭和十六年、四三—頁以下参照。

三 肥 料

農業經營における肥料の問題は、ただ單にその技術的高低の指標としての意味を示すにとどまらず、刈敷等の自然肥料は採草入會地の利用形態を通して村落構造に結びつき、又逆に所謂金肥の使用は經營の貨幣經濟への捲き込まれる指標となる重要な問題である事はここに繰返す必要はない。關東地方においては、村明細帳の記載を通じて、野村教授は金肥・自給肥の混淆と言ふ概観を述べられている。徳川時代の農業における自然の力は殆んど決定的であり、「各小地域がその自然の状況に適合する様にその生活方針を決定し、農業を經營しなければならなかつた」とされている。従つて一概に關東農村の肥料使用の型について斷定する事は困難であろう。その中において、近郊農村は比較的まとまつた一つの型を構成するものと考えられる。即ち、都市における下肥の利用である。勿論この場合、運送の制約から水運の利用できる江戸北部及東部と、専ら陸上運送に依存する西部では、距離の上からその範圍は異つて來るであらう。江戸川を利用する下肥運送は、下總國葛飾郡北部の流山、三輪野附近にまで及んでいるのである。

都市近郊村の農業經營に關する一考察

庵を加えればその販賣額は總額の十五%近く、畑作の約三分の一に達している事から明らかである。又蕎麥も多いが、むしろ豫想された蔬菜類は大根を除けばそれ程多いものではない。注目すべきはこの家においても依然として販賣額の半ば以上を米が占めている事である。この四十二俵(約十七石)以外に自家の飯米、年貢米を加えたものが米の總收得量であり、それは若干の自作地と、小作米によるものであるから、この表に示した數字が直ちにこの家における稲作の程度を示すものとならないのは勿論である。しかし既に述べた如く、全日雇労働の三割以上は明白に稲作のために投ぜられているのであるから、經營における比重はかなり高かつたのではなからうか。

しかしこの事は、近郊農村の特質を毫も否定するものではない。問題は米を含めた全農業作物がそれぞれ如何なる程度に商品生産されているかである。勿論徳川時代の米一般についてそれが商品生産されていたとは簡単に斷定し得るものではない。しかし都市近郊においては、當然輸送上の便宜から單に蔬菜等の畑作物の面のみでなく、稲作についても生産は商品生産としての性格を強く持つていゝるのではあるまいか。たとえば江戸及び近在における地廻米穀問屋の存在とその活動は、その取引が盛に行われた事を示している。ここでは米穀の商品性は高かつた事が推定されよう。この様に考へて來れば、近郊農村の農業經營を作物種類の上から特徴づける事に重要な意味を見出す事は非常に困難であると斷定せざるを得ない。稲作(貢米、

(註一) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』八四頁。

(註二) 野村兼太郎「江戸の下肥取引について」三田學會雜誌第三十四卷第十一號、一〇四頁以下所收の文書参照。なお寛政二年(一七九〇)武藏國豊嶋郡角管村文書に「糞代一件」と題する掃除(下肥汲取)代金の高騰に對する引き下げの歎願書があるが、差出人は武藏下總一〇一六ヶ村惣代として武藏國葛飾郡金町村、上千葉村、龜戸村、大谷田村、領家村、荏原郡居木橋村、矢口村、雪ヶ谷村、野澤村、多摩郡中野村、高圓寺村、橋樹郡宮村、稻荷新田、樟村、下總國葛飾郡行徳市川新田等を擧げて居り、下肥の取引、利用された範圍を物語っている。

従つて、若し下肥の利用と言ふ事實を近郊農村の一特質とすれば、その範圍は非常に廣くなつてしまふ。それ故この事と、前節で述べた蔬菜生産との相關は簡単に理想し得ない。しかし、勿論最近郊の、蔬菜供給地帯に最も多く利用された事は、單にその生産が多肥的な技術的要求から來る結果のみでなく、運送上の利便から來る事は當然である。近郊農村の村明細帳ものこの事を記載している例が多い。

武藏國荏原郡八幡塚村の享和二年と推定される村明細帳は、この村の肥料について次の如く記している。

「田壹反ニ付メ粕壹石程、下肥四十荷程入申候、畑壹反ニ下肥廿五荷ツ、も相用イ、無左ニ而ハ作毛出來兼申候」

更に多摩川を越えた橋樹郡六角橋村(現横濱市内)文政六年

(一八二三)の村明細帳は、

「田畑肥之儀ハ、磯草・下肥・糠・灰等相用申候」<sup>(註二)</sup>

と記している。北部の農村に眼を轉ずれば、武藏國葛飾郡藤塚村元文二年(一七三七)に「田畑肥之儀ハ干魚、下肥用申候」<sup>(註三)</sup>とあり、大體この附近まで下肥の利用が行われていた事を示している。この他肥料についての記載のある村明細帳は武藏國では埼玉郡江面村、寛政十年(一七九八)、多摩郡澤井村、寶曆五年(一七五五)、寛政十一年(一七九九)、同郡宮村、享和四年(一八〇四)、足立郡染谷村、元文二年(一七三七)、天明六年(一七八六)等がみられるが、是等はいずれも下肥についての記載を全くしていないのである。僅かの村明細帳から決論を下す事は甚だ危険であるが、是等の村々が江戸から前者に比して遠距離に位置している事は下肥の利用と村落の位置との間の相関々係を示すに外ならない。

(註一) 野村兼太郎編著『村明細帳の研究』二五九頁。

(註二) 同書、二九〇頁。

(註三) 同書、三二九頁。

(註四) 同書、一八三頁。

(註五) 同書、三四三、三五〇頁。

(註六) 同書、三六六頁。

(註七) 同書、三八〇、三八六頁。

又、更に近傍の村を見よう。多摩郡中野村の寛政十一年(一七九九)の例は次の如くである。

「一肥し田方は(下齒 豆腐粕 肴の腸 小麦糠 飴粕 醬油粕) 畑方は(下齒 灰 泊粕 米糠 馬糞) 此品重に相用申候」

(註) 加藤盛慶著『中野町史』一〇九頁。なお同書には下齒ハ下齒、糠ハ糖となつてはいるがこれでは意味をなさないから誤記であると思われる。

以上の如く、村明細帳の記載を通じて、江戸に近づくにつれ下肥の利用が見られる事を知り得た。但し、この事と前節で述べた蔬菜生産とは必ずしも關係を有するものではない。畑作のみでなく、稻作にも利用されているのである。ところでこの下肥は肥料一般として如何なる意味を有するか。その一部分は所謂自給肥料であつた事は當然考えられる。又或る部分は無價物として、單に運搬労働のみで收得する場合も考えられるし、僅少の蔬菜等と交換される場合もあつた。従つて少くもこの様な事情が支配的に續く限り、干鯛の如く、通例の農村では全然自給し得ぬ金肥とは異つてはいる。しかしこの様な事情は決してそのままとまる事なく徐々に變化して行つた。こう言つた問題を取引關係の史料を通じて追究してみよう。

下肥の取引そのものに關しては既に野村教授の紹介される處であり、今ここで詳論する餘裕もない。當初においてはむしろ都市衛生上、この取引は農民にとつて有利ではなかつたかと考えられるが、一般農作物に肥料として用いられ、需要が増大すれば価格は高騰し、又取引の當事者たる農民と家主又は差配人

との間に權利關係を生じ、更にはそれが株となつて賣買さえも行われる様になる。

(註) 野村兼太郎「江戸の下肥取引について」三田學會雜誌第三十四卷第十一號九九頁以下。

次に示す史料は武藏國鹽嶋郡角管村の文書であるがこの様な關係を種々示すものとして興味深い。

差上申規定證文之事

一近年糞代金直ニ相成諸作物直段配代迄引合不申、百姓共困窮之<sup>(不申)</sup>ニ相成儀ニ有之、延享寛延年中之振合ニ糞代金引下ヶ<sup>(不申)</sup>イ得者、夫ニ准畑作物直段ニも響き、百姓相續致安ク自然與御年貢納方も抄取以道理ニ付、右代金引下以様一統相觸流被成下度旨奉願上以處、右者對之儀ニ付御觸流之義も不易易筋之旨御吟味之趣承知得心仕以間、此度領々村々取締申合規定之趣左之通御座以

一 下掃除代金之儀、御屋敷様方ノ内先年者廿兩位差出シ以場所當時金六七拾兩ニ相成以も有之、町方の義も先年者拾兩之場所當時三四拾兩ニ相成以分も有之、又者御屋敷方町方共ニ享保年中之引付代金ニて掃除致、或者御由緒有之無代ニ而僅之品物差出し掃除仕來り以茂有之區々ニ御座以間、右高直ニ相成以場所之分、延享寛延年中之振合を目當ニ致、代金引下方之義相對致以様可取計事

一 前々々掃除仕來り以もの有之場所を、他村ノ糞落以儀決而致

都市近郊村の農業經營に關する一考察

間敷、若心得違糞落以者有之以ハ、其村役人江懸合先掃除之ものへ差戻シ、其上過怠として錢五貫文糞以者より差出せ、右錢者一件入用ニ遣拂可申事

一 御屋敷様方由緒有之旨を以掃除人御引替被成以類、去酉年十月迄之分ハ其通ニ致置、十一月中右一件相願申上以ハ右鉢之義被仰聞以共御斷申上、新規之者引請以義無之積、勿仕來人與相對ニ而讓渡等之義ハ格別之事

附町方之儀も右准家主好身有之以共新規引請之義者堅致問敷、是又仕來人與相對ニて讓渡等之義ハ勝手次第仕以積之事

一 掃除之もの不調法之筋有之以敷、又者背御意以類有之以節者、其段其村役人江御通達被下次第早速掃除人引替、御差支無之様可取計事

但町方連も右ニ准以事

一 御屋敷様方之内御由緒有之、聊之納物にて被下置以分、又者代金餘度差出高直ニ當以分も、賣買直者無差別高直ニ取引致來以處、以來者船路遠近ニ隨以、田方仕入之糞壹艘ニ付代金三分ノ壹兩位迄、麥作仕入之節同壹艘貳分貳朱ノ三分位ニ、其間ニハ壹艘代金貳分貳朱位ニ賣捌、陸附之分茂道法遠近ニ隨以壹分ニ付三駄半ノ五駄位迄ニ賣捌以様可致以事

一 右申合之趣を以御屋敷様並ニ町方共相對可仕以、尤御屋敷様方ハ格別、町方掃除代金者家主所得ニ相成以趣相聞、對談も御屋敷様方六ヶ敷以得者何ヶ度も相掛合對談相調以様可仕

ハ、若家主共我意申張相談致兼ね義も有之ハ、一統申合日敷二三十日も掃除相休可申ハ、勿論諸向共手段を以掃除差支ハ様成義決而致申間敷ハ事

右條々領々村々一同申合一決仕ハニ付、領限村々連印仕一札差上申所相違無御座ハ、全ク舊冬奉願ハ以來度々受御吟味御威光を以三拾貳ヶ領八百七拾四ヶ村一統申談行届、前書之通規定證文差上申ハ段難有奉存ハ、然ル上者右規定之趣永年無違失様急度相守可申ハ、若作法を亂ハもの有之ハ、其時宜敷ニ隨ハ嚴重ニ取計可申ハ、仍差上申規定證文如件

年號月日

誰御代官所

誰知行所

何國何郡何領

何村 誰

誰

御奉行所

この議定書は寛政二年（一七九〇）十二月の代金引下の歎願書に對するものであるからその直後ではなかつたかと推測される。これによれば當時下肥の取引直段は武家屋敷の金六拾兩（一年間か）から享保年中の引付直段を續けているもの、或いは無代の場合等に至るまで極めて區々であつた事が示される。それを船一艘につき金二分二朱から一兩、三駄半乃至五駄で金一分と價格統一を行わんとしているのは注目すべきである。勿論こ

の措置が直ちに實行に移されたとは考えられない。しかし單に價格の引下げを定めたのみでなく、場合によつては値上げになるかも知れない價格の統一を定めた事はこの頃から漸く下肥が經濟財として價值を持ち、市場價格の成立を見るに至つた様になつた事を意味するものである。價格の騰貴は蔬菜等を中心とする畑作の商品作物の生産が發展し、需要の増大をみた結果であらう。又、下肥の取引は一つの權利化していた事は糶賣の制限を擧げている事からも推測される。

（註）右の議定が取替された直後と考えられるが、寛政三年一月の角管村文書「下掃除直段引下ヶ方小前帳」はこの村の者が當時掃除を行つていた取引關係を調べている。これにより議定の實施が決して圓滑に行かなかつた事、及び取引價格が非常に個別的であつた事を知り得る。次頁第四表に示す。

この様に下肥は幕末に近づくにつれ殆んど商品化し、從來の價格を變えて來た。勿論その市場價格は完全に形成されたわけではなく、從來の「由緒」による例外は多かつたとは言え、この様な購入肥料への轉化は、或る意味で近郊村の肥料面における農業經營の特殊性を喪失させた事にもなる。

ではこの下肥の價格は反當何程を要したのであるうか。反當の必要肥料の數量は、前掲の享和年間の八幡塚村明細帳に示されるのみである。それによれば田一反につきメ粕一石、下肥四十荷、畑一反につき下肥二十五荷となつて居り、一方價格の方

第4表 角管村の下肥取引調（寛政3年）

掃除人	掃除先	數量	金額	取引内容	一駄値段
次郎左衛門 (4年前より)	飯田町 家主 善兵衛	312駄	8兩	追て引下	0.41朱
七郎左衛門 (7年前より)	四ツ谷片町 家主 五兵衛	36	3分2朱	同 上	0.39
甚右衛門 (5年前より)	糞町六丁目 家主 十助	60	1兩1分	同 上	0.33
茂右衛門 (15年前より)	四ツ谷忍町 家主 甚五郎	30	3分	同 上	0.40
金左衛門 (10年前より)	市ヶ谷七軒町家主 勘右衛門	48	1兩2分	同 上	0.50
勘十郎 (20年前より)	糞町一丁目 家主 小兵衛	60	1兩1分2朱	一向引下 糞子	0.37
小右衛門 (3年前より)	成子町 家主 勘五郎	42	3分	追て引下	0.29
仁右衛門 (3年前より)	成子町 家主 市右衛門	36	1兩	同 上	0.44
大右衛門 (20年前より)	見豫守 八 掾	20	1分	延享年中の引附代金	0.20
銀右衛門 (13年前より)	坂 兼 掾	40	1兩 2朱	一向引下 糞子	0.45
10人	10ヶ所	684	16兩3分2朱	—	0.40

は寛政當時一艘ハ五十荷が金二分二朱乃至一兩である。即ち田一反につき下肥金二分乃至三分、畑一分二朱乃至二分程度となる。田にはこの他メ粕が用いられるがこの價格は不明である。これは果して農民自身が自己の勞働力によつて運搬をし、江戸から購入する値段か、それとも業者から購入するの不明であるが、少くも反當この程度の肥料購入を必要とするのであつて、その額は相當高いものと言わねばならない。商品生産の最も發展したと言われる近畿綿作地帯においても、綿作に要する反當の肥料（メ粕）は寶曆・天保初年において銀五十五匁以下で

都市近郊村の農業經營に關する一考察

（註一）又關東における事例は、冒頭に示した練馬附近農家の事例を除けば、金一分前後となつて居る。従つて、僅かの例ではあるが、下肥の利用は決して安價ではなかつたのではあるまいか。それ故、この價格引下げをめぐつて町方との間に屢々交渉を繰返しているのである。

（註二）古島敏雄・永原慶二著『商品生産と寄生地主制』昭和二十九年、二〇六頁所收の表より。

（註三）戸谷敏之著『徳川時代に於ける農業經營の諸類型』（アチックミューゼウムノート第一八）昭和十六年、八五



頁以下の關東地方における農家の收支計算例より。

江戸西郊の多摩郡下井草村文書に、名主井口家の掃除日記がある。年代が幕末の數年間にすぎないのでこれのみを以つて全體を推量する事は困難であるが、内容を検討してみよう。この家の掃除場所はこの年代(慶應二、三年)を通じて江戸麹町六丁目、平河町、及び江戸城西丸馬厩でこの他辻馬糞及獸店の糞を運搬している。慶應二年(一八六六)の例をとれば、下肥運搬日數は年二八五日に達し、一年の約八割に及んでいる。又その數量は合計二九一・五駄(約二二〇〇荷)であり、かなり多量である。この家の自作經營面積は全く知り得ないのであるが、それが決して大きくなかつた事は前節で示した第三表の農業收入より推測し得る。従つて若しこの一二〇〇荷のすべてが自作地へ投ぜられるとすれば、前記八幡塚村の田一反につき四十荷、畑二十五荷と言ふ施肥量を當てはめると、その面積は四町前後となり、聊か過大に失する。むしろ自作地以外の、小作地に對しても投ぜられたものと考えた方が穩當である。しかし特に肥料代としての収入は、金錢出納帳に出て來ないから確實とは言えない。しかしこの下肥を自分で運搬する場合、河川の利用が行われ得ない處では非常な負擔となつた事は容易に想像し得るのである。この井口家の場合、これだけの下肥運搬に、少くとも一人の専業勞働力と荷車を必要としている事は、逆にこう言つた餘力を持たぬ小農民にとつては、自力で運搬を行う事は殆んど不可能であつた事を意味している。この面からも自己の小

作人に對する下肥の供給を地主が行つた事は十分考えられるし、又更には轉賣し、下肥供給業者の發生を見る事もあつたのである。第一表に示した一農家の收支計算例中、肥料運賃が大きな比重を占めてゐるものも、その數字の正確性は別としても、納得し得るであらう。

ではこの下肥にはどれだけの金額が支拂われているのか。慶應二年の金錢出納帳中にある下掃除代金は十一兩が、江戸麹町六丁目の家主佐吉と、平川町の家主新兵衛へ支拂われ、又別に金三分が西丸御厩へ支拂われているが、是は當然掃除代とみられる。若しこれがこの年の下肥三〇〇駄弱に對する全代金であるとすれば一駄約〇・六朱となり、第四表に掲げた寛政年間角管村の場合と大差ない。この事は幕末における物價騰貴の背景を考えればそのまま受取り難いものがある。同年の掃除日記、九月のところに「慶應二年九月五日 ねつは村(現在位置不明)引用者)定七を買申候 金貳拾五兩貳分也」と言う記載があるのは、掃除地域の家主に支拂れた前記金十一兩三分以外に下肥代の支出があつたものと理解するのは不當であらうか。九月五日の金錢出納の記載には何等是に類するものを見出し得ず、又同月九日に金二十三兩で馬を買つて居り、或いはこの事を指すのかも知れないが、若し二十五兩二分が下肥代であるとすれば家主へ直接支拂われる分以外に、仲介業者と目される第三者に相當の金額が支拂われている事を意味する。何れにせよ、幕末においては、下肥は完全に購入肥料となつ

て居り、農業經營費中に示される比重はかなり高いものとなつて居るのである。しかも、この他運搬費を考慮に入れば、近郊農村たる事は肥料入手の上で決して有利であつたとは考えられなくなる。更に又、購入肥料は單に下肥のみではない。慶應二年の井口家金錢出納帳は、この他に灰一俵、錢二貫六百文、及び糠(是は飼料や漬物にも利用されたであらう)に二十二兩三朱の支出をしている。従つて採草地や採藻地を有する農村に比すればそれだけ自給的色彩は薄いと言わねばならない。幕末の近郊農村においては、下肥は干鰯・油粕等々と實質的には同種の金肥と見做さるべきであらう。それ故、この面からの商品生産への依存は更に強く要求される事となつた。

#### 四 勞賃及び其他の條件

都市は農村に比し就業の機會が多く、商工業の發達は都市に對する人口の集中をもたらし、逆に農村においては勞働人口の相對的な減少のため、人口及び生産力の停滞を見せていた事は一般的に見られる如くである。この場合、近郊農村は、都市それ自體における雇傭、運輸交通等の勞働部門への雇傭、及び都市の手工業の賃仕事に對する雇傭等、その影響を最も強く受けざるを得ない。村明細帳を通じて伊勢の一地方都市周辺の農間餘業の例にも見られる如く、隣接農村の場合には都市産業への依存度はかなり強い。江戸はどちらかと言へば消費都市であり、手工業等に對する雇傭は少かつたとみられるが、當時における大都市として農村勞働力に對する大きな吸引力を持つてい

たのである。

(註) 拙稿「村明細帳を通じてみた伊勢の農村と都市」三田學會雜誌第四十七卷第五號七四頁以下。四日市宿に隣接する村の作間稼は日雇稼、糸繰、木綿織等が見られ、他の地域と明らかに區別されている。

この様な事情は近郊農村の農業經營にかなり大きな影響を與えたものと考えられる。即ち農業勞働力の不足は、當然賃銀を高騰せしめたのである。無論、當時においては未だ勞働市場の成立は見られたわけではなく、従つてこの様な需給關係の作用にも制限が加えられているのは當然であるが、この様な方向への變化は徐々に進んでいた。近郊農村の村明細帳にも、次の如き興味深い記載がみられるのである。

「一近來ハ百姓奉公人殊之外拂底ニ付、給金至而高直ニ相成、耕地之稼ニ而ハ引足不申候、依之近頃ハ大高所持仕候百姓奉公人給金高直シ故、年肥之代引負ニ罷成、農業渡世斗ニ而ハ取續兼、難義仕候」

この記載は武藏國荏原郡八幡塚村の享和二年(一八〇二)と推定される村明細帳に見られる。この村が東海道六郷渡船場であり、特殊な條件にあるため、この記載ただ一例を以つて近郊農村の代表となすのは餘りに危険であるが、給金の高直であつたと言ふ事實と、その影響が特に雇傭勞働力に依存する大高持百姓に痛く響いてゐる事を示す點で重要である。

(註) 野村兼太郎編著「村明細帳の研究」二六〇頁。

では一體一般農村と比べてどの程度の差があつたのか、この解答は残念ながら今直ちに示す事は不可能の様である。農村における奉公人給料は、その條件により甚だしい差違があり、平均的な数字を得るためには成る可く多くの奉公人請狀、經營帳簿等の實例を得ねばならない。それを一般の農村と近郊農村について検出した上でなければ比較算定は不可能である。この問題は經營史研究の上に甚だ重要な分野の一つと考えられるので、後日稿を改めて検討する事にしたい。

第五表は、第三表と同じく、下井草村井口家の文久四年（一八六四）金銭出納帳から、同家の農業經營における奉公人給金の比率を求めんとしたものである。支出の約三分の二は家庭を維持する生活費に當てられ、かなりの生活水準を物語っているが、残りの生産費中最大の項目を占めるのはこの奉公人給金である。尤もこの内には家事使用人も含まれているかも知れない。次頁にこの分の明細を示した。

右の記載から、この年同家から給金を受ける奉公人は由五郎直治郎、おいきの三人で、それぞれ五兩一分、三兩三分二朱と錢二百文、壹兩が支拂われている事を知る。この外日雇手間賃として二兩三朱と一貫五百文が數度に互り支出されている。是等はこの年に實際に支拂われた金額とみるべきであり、その内には翌年分の前貸しも含まれ、又現物の給付もあつた事は、慶應四年「萬覺帳」に奉公人權兵衛に對し大麥一俵が與えられている事からも豫想される。従つてこれらの諸事情が明らかにな

(二月)廿五日	金三分 治郎吉手ま代渡ス	(七月)九日	金壹兩也 そふ金
(三月)四日	金壹兩 由五郎給金	(七月)十三日	三百文 おきん日雇代
(三月)五日	金壹兩 おいき給金	(八月)十三日	金壹兩三分 由五郎給金
(三月)十二日	金貳兩 直次郎給金	(十月)八日	金壹兩下 直次郎かし
同	同	(十月)十九日	二百文 丑給金分
(四月)十一日	金貳兩貳分 由五郎給金	(十月)十九日	五百文 まま代代
(五月)十四日	外金壹分 同人遣ス	(十二月)七日	金貳分三朱ト 口金
(五月)十四日	金貳分ト二百文 治郎吉手ま	(十二月)十二日	壹メ五百文 おせき
(六月)九日	金貳分 かし 直治郎給金	(十二月)廿八日	三百文 手ま三人
(六月)廿日	金貳分三朱ト 仕着せ物之代	同	百文 仲右衛門日雇代
(七月)六日	金壹分貳朱 猶治給金かし	同	六百文 傳右衛門日雇代
		同	金三朱 權右衛門日雇代

都市近郊村の農業經營に關する一考察

第5表 下井草村一農家の家計（文久4年）〔指數の出し方は第3表と同様〕

		金	錢	指 數
收 入	合 計	100兩3分1朱	156×362文	282
	農 業 燃 料	74兩2分 26兩1分1朱	26×632文 129×730文	175 107
支 出	合 計	88兩3分1朱	315×582文	306
	生 活 費	47兩1分2朱	295×317文	206
	農 業・燃 料 生 産 費	41兩1分1朱	20×265文	100
出	代 金 代 代 費 代 他	9兩 14兩2分3朱	5×400文 1×160文	20.0 —
	料 給 持 山	1兩 5兩1分2朱	360文 3×786文	— 3.5
	肥 人 具 子 雜 料	10兩2分2朱 3分	1×608文 2×048文	12.4 24.4
	內 譯 奉 農 種 馬 飼 薪 其		5×903文	3.5
差 引		+ 12兩1分	-159×220文	-24

らぬ限り、奉公人一人當りの賃銀がどれ程であつたかは不明であり、又幕末の變動期の事であるから、ここからは問題の解答は與えられない。ただ一農家の經營にとつて、給金の占める比率が大きい事を示すとどめる。又、若干附言すれば、この年のこの家の收支計算は不足分を生じているが、これは生活費中に金十二兩、錢二十貫の婚禮費用が含まれて居る事によつて、収入が果してここに示された金額のみであるのか否かは疑問であるし、又支出についても年貢負擔の記載がないので家計全體としての餘剰の有無、その金額については一切不明である。

小作料・土地價格についても、既に村明細帳等の記載を通じて示されている以上に實證し得なかつた。社會的慣行についても同様である。肥料の金肥への移行や、總じて自給農業から所謂商業的農業への移行は、たとえば入會探草地利用などに示されている舊來の村落社會の諸關係を解體させ、近郊農村ではそれはより早く現われる事は十分考へ得る。しかしこの變化は決して完全に行われたわけではない。例えばユヒの慣行についても、それが解體して行くのは遙か後の事であつた。

(註) 高橋文太郎著『武藏保谷村郷土資料』アチツクミューゼウム彙報第五、昭和十年、七二頁以下。

五 結 び

以上第一節に擧げた五つの問題點の内、後の三點については殆んど解答は與えられなかつたし、又、前の二點についても決

して満足し得るものではない。従つて近郊農村の農業經營全體について、今直ちに結論する事は不可能である。しかし問題の所在は一應示し得たと思う。即ち、第一の作物種類の點については、蔬菜等の都市消費物資の生産はかなりの程度に進んでいゝるが、經營の特質はこの様な作物種類の上にはなく、それらを含めた全農作物の商品化の上に求めらるべきである事。但しこの場合、綿作等の工業原料生産の場合とは區別されねばならない。第二の肥料の點については、下肥の商品化に伴い、この面での近郊農村の特殊性は、金肥に全面的に依存する農村一般の内に解消されて行つた事である。従つて若し經營の上から近郊農村の特質を考えるとすれば、これらの二點は、それを含めたより廣い範圍の農村地帯の特質として捉えるべき性質のものである。問題はむしろ本稿では説明し得なかつた勞賃、小作料及び土地價格、社會的慣行における特質に存在するのではあるまいか。そしてこの様な特質が經營の條件として存在するとすれば、そこには「近郊農村」としての、他とは異つた經營が見出され、又資本蓄積や、農民層分解の上にも一般とは違つた形態が見出されるものと考えられる。徳川時代の「近郊農村」についての學問的な内容規定も、この様な問題が解答されずから下さるべきである。

### 近世村落形成期における 新開と入會

—武藏國多摩郡連光寺村の場合—

安 澤 秀 一

- 一 はしがき
- 村落構造
  - イ 經濟構造
  - ロ 家の構造
- 三 新田畑の開發
- 四 入會野
  - イ 野論、境論
  - ロ 野錢、野札
  - ハ 百姓林
  - ニ 村法
- 五 結び

幕藩體制下に於ける封建領主の領有は「村」を單位として「村高」に表現される所の耕地と人の結合、即ち生産手段と勞働力

の結合に基く生産力の成果を收取する事にある。封建領主と農民の間には直接に支配關係が結ばれるのではなく、農民は封建領主の領有する生産力の一要素として、生産力を量的に表現する「村高」の分割分である「持高」を媒介に封建領主と關係する。勿論最初は檢地によつて一筆一筆の耕地と人との結合關係に齎らされた生産力の量的表現の總和として村高が定められるが、一旦定められた村高はその村の生産力表現として固定する。定免制が施行されてゐる時にもつともはつきり現れるが、檢見取が行はれてゐる時期に於いても事情は變らない。例へば美濃國本巢郡神海村の場合、太閤檢地によつて一一八石餘の村高が定められ、更に慶長十六年には大久保石見守による徳川檢地が行はれて三四〇石餘となるが、天領であつた元和年間年間貢割付は太閤檢地による村高にかけられてゐる。免は九ツ八分で非常な高率に見えるが、實質的には石見檢地による村高から檢見による不農引を除いた殘高に對して五ツ位の免となる。寛永十九年に戸田氏の領有する所となるが、その際にも一一八石餘の村高の村として徳川氏から戸田氏に對して朱印狀が與へられてゐる。戸田氏は正保四年に檢地を行ひ、四六〇石餘の内高を定めた。天領の時代と戸田氏入部に際して作成せられたと思はれる二冊の名寄帳があるが、前者は「惣地下中高帳」と書かれ、地下二百姓の持高合計は太閤檢地の高に等しく、後者は表紙を缺くが百姓の持高合計は石見檢地の高に等しい。即ち一旦定められた村高に對して名寄帳登載の農民は村高の分割分所有

### 近世村落形成期における新開と入會

者として現はれ、現實の生産力との乖離は檢見並に免の掛ケ方によつて調整されてゐるのである。

かくの如く封建領主にとつて「村」は「村高」に表示される生産力の收取の場であり、封建支配者の行政の一單位である。此の様な面では「村」を假に「行政村落」と呼ぼう。即ち「村」は封建的支配構造の面から見れば、「行政村落」として扱えられるが、村に生活する者の側から見ると、如何なる性格と機能を有するものとして扱えられるだらうか。近世の村が一定の地域の上に一定の人間集團が構成してゐる特定の結合體であり、大部分が農業生産を主たる産業としていた事は云ふ迄もない。それは村の構成員にとつては生活の場を同じくするものゝ結合體であり、「行政村落」として扱えられるものとは異なつた意味を持つてゐる。「村」が持つ「行政村落」としての面と區別するために、假りに「生活村落」と名づけよう。「行政村落」と「生活村落」の區別は村の機能を夫々の面から見た場合の區別であつて、以下の叙述に於いて兩者を一體として扱ふ場合には單に「村」又は近世村落としておいた。史料に兩者が劃然として區別されて現はれるものではなく、人間集團としての「生活村落」が對内的にも對外的にも意思を表現しようとする時には代辯者が必要であり、代辯者は概ね「行政村落」の役人である名主組頭であるのが普通であり、いはゞ「行政村落」の機能を通して作成せられた史料が大部分と云ふ事になる。併し乍ら吾々はそうした史料の中から近世農民の生活の場として